

令和 7 年度 版

私のまちの福祉サービス情報



矢板市福祉事務所

目 次

1	身体・知的・精神障がい児者への援助	手帳交付・福祉タクシー・障がい福祉サービスなど	1～7
2	児童・母子父子寡婦家庭への援助	児童手当・児童扶養手当・遺児手当・母子相談など	8～9
3	医療費助成	妊産婦医療費・こども医療費・ひとり親家庭医療費・ 重度心身障がい者医療費	9
4	保育事業	一時預かり保育・保育料の軽減など	10～11
5	児童育成支援事業	児童館活動・放課後児童対策（学童保育）	12
6	児童福祉に関すること	家庭相談員の活動・母子生活支援施設など	13～14
7	被災者支援に関すること	日赤に関すること・被災者見舞事業	14
8	生活困窮者への援護・支援	生活保護制度	14
9	その他の援助	行旅病人などに関すること	14
10	高齢者生活支援	ホームヘルプ・生きがい活動・徘徊高齢者事前登録 など	15～16
11	ひとり暮らし高齢者への援助	緊急通報装置	16
12	施設入所	養護老人ホーム	16
13	寝たきり高齢者家族などへの援助	在宅寝たきり老人等介護手当・家族介護慰労金など	17
14	相談機関	地域包括支援センター	17
15	高齢者全般への援助	敬老会・お元気ポイント・福祉タクシー・ともなり パスなど	18～19
16	自宅で受けるサービス（介護保険）	ホームヘルプ・訪問入浴介護など	19～20
17	施設への「通い」「泊まり」サービス （介護保険）	デイケア・ショートステイ・デイサービス	21
18	自宅での介護をしやすくするサービス （介護保険）	福祉用具の貸与・購入・住宅改修	21～22
19	施設に入居し利用するサービス（介護保険）	特定施設入居者生活介護・グループホーム	22
20	複合的に利用するサービス（介護保険）	小規模多機能型居宅介護	22
21	要介護者への援護（介護保険）	おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業	22
22	高齢者及び障がい者への援助	高齢者等給食・リフト付きワゴン車貸出・紙おむつ 給付など	23
23	その他	視覚障がい者「声の広報」・生活困窮者自立相談支援 事業・心配ごと相談など	24

< 注 意 事 項 >

感染症のまん延や自然災害への対応等のため、サービス・事業の全部又は一部を中止あるいは内容を変更する場合がございますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

1 身体・知的・精神障がい児者への援助		社会福祉課 障がい福祉担当（TEL 0287-43-1116）									
サービス名	内容	対象者									
身体障害者手帳交付申請	身体障害者福祉法の援助を受けるには、身体障害者手帳が必要です。 【申請手続きに必要なもの】 ①身体障害者手帳交付申請書 ②知事の指定した医師の診断書 ③写真（横 3cm×縦 4cm） ④マイナンバーカード又は通知カード 【再判定】 障がいの程度が変わったと思われる方は、指定医師の診断書を添えて申請してください。	視覚・聴覚・平衡機能・心臓・音声言語・そしゃく機能・肢体不自由・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・免疫機能に障がいのある方									
療育手帳交付申請 ＜受付機関＞ ●18 歳未満 県北児童相談所 （TEL 0287-36-1058） ●18 歳以上 栃木県障害者総合相談所 （TEL 028-611-1208）	知的障がい児者に対し、各種援助を受けやすくするために療育手帳を交付しています。 【申請手続きに必要なもの】 ①療育手帳交付申請（届出）書 ②障害者（児）支援台帳 ③写真（横 3cm×縦 4cm） ④マイナンバーカード又は通知カード ※初回のみ 【再判定】 手帳交付の際に、次回の判定時期が指定されますので、その時期までに児童相談所又は栃木県障害者総合相談所で再判定を受ける必要があります。	障がいの程度区分 <table><tr><td>A 1</td><td>最重度</td></tr><tr><td>A 2</td><td>重 度</td></tr><tr><td>B 1</td><td>中 度</td></tr><tr><td>B 2</td><td>軽 度</td></tr></table>		A 1	最重度	A 2	重 度	B 1	中 度	B 2	軽 度
A 1	最重度										
A 2	重 度										
B 1	中 度										
B 2	軽 度										
精神障害者保健福祉手帳交付申請	精神障がい児者に対し、社会復帰及び自立・社会参加の促進を図るために精神障害者保健福祉手帳を交付しています。 【新規申請手続きに必要なもの】 ①障害者手帳交付申請書 ②診断書又は精神障がいを支給事由とする年金の年金証書等の写しと年金の振込が確認できる書類 ③写真（横 3cm×縦 4cm） ④マイナンバーカード又は通知カード 【再判定】 障がいの程度が変わったと思われる方は指定医師の診断書又は年金証書等の写しを添えて申請してください。 【更新】 2 年ごとに障がいの状態を再認定し、手帳を更新します。有効期間（2 年）が終了する 3 ヶ月前から更新の申請ができます。	障害の程度 1～3 級 手帳の申請は、家族や医療機関職員等による代行も可能です。									
有料道路割引制度	身体障がい者が運転する場合又は重度心身障がい者が乗車し、介護者が運転する場合、有料道路の通行料金が 5 割引になります。 制度の利用に当たっては、事前に福祉事務所へ申請する必要があります。なお、R5. 3. 27 からオンライン申請が可能になりました。 詳しい手続きについては、NEXCO 東日本の HP をご覧ください。	身体障がい者手帳又は療育手帳 A1・A2 をお持ちの方									

1 身体・知的・精神障がい児者への援助		社会福祉課 障がい福祉担当（Tel 0287-43-1116）						
サービス名	内容	対象者						
福祉タクシー券交付事業 ＜担当課＞ 社会福祉課 社会福祉担当 （Tel 0287-43-1116）	自家用車の運転や公共交通機関の利用が困難な重度の心身障がい者の社会参加の促進を図るため、タクシー料金の助成として利用券（1枚500円分）を年間48枚交付します。 【タクシー料金ごとの利用可能枚数】 <table><tr><td>500円以上1,000円未満</td><td>1枚</td></tr><tr><td>1,000円以上1,500円未満</td><td>2枚</td></tr><tr><td>1,500円以上</td><td>3枚</td></tr></table>	500円以上1,000円未満	1枚	1,000円以上1,500円未満	2枚	1,500円以上	3枚	市内に住所を有し、かつ在住で次のいずれかに該当する方 ●身体障害者手帳1級又は2級もしくは3級で下肢・体幹の機能障がいの方 ●療育手帳A1又はA2の方 ●精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の方
500円以上1,000円未満	1枚							
1,000円以上1,500円未満	2枚							
1,500円以上	3枚							
自立支援医療 （精神通院医療）	通院による治療に要する医療費の自己負担を軽減するため、原則として医療費の自己負担額を1割とします。なお、1ヶ月当りの上限額を超えた部分は県で負担します。 【新規申請手続きに必要なもの】 ①自立支援医療費支給認定申請書 ②診断書 ③マイナンバーカード又は通知カード ④マイナ保険証の場合は、医療保険者の資格情報画面もしくはデータを印字したもの マイナ保険証がない場合は、健康保険証、資格確認書、又は資格情報のおしらせのいずれかの写し 【更新】 有効期間（1年）が終了する3ヶ月前から更新の申請ができます。	精神科に継続的に通院する必要がある方						
自立支援医療 （更正医療）	障がいの軽減や機能回復に係る治療に要する医療費の自己負担を軽減するため、原則として医療費の自己負担額を1割とします。なお、1ヶ月当りの上限額を超えた部分は市で負担します。 ※入院時の食事は自己負担となります。	身体障害者手帳を所持する18歳以上の方 ※所得により対象外となる場合があります。						
自立支援医療 （育成医療）	障がいの軽減等の効果が確実に期待できる治療を対象に、医療費（利用者の自己負担分）を市から支給します。	障がいを持つ児童又は疾患を放置すると将来障がいを残すと認められる児童（18歳未満） ※所得により対象外となる場合があります。						
障がい児者への補装具の交付・修理・借受け	身体障がい児者の日常生活や職業生活を容易にするため、補装具の交付・修理・借受けを行います。原則として費用の1割が自己負担となりますが、1ヶ月当りの上限額を超えた部分は市で負担します。	障害者総合支援法第4条第1項に定める方 ※所得により対象外となる場合があります。						
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、日常生活や職業生活を容易にするために補聴器の交付・修理を行います。原則として費用の3分の1が自己負担となります。	原則として、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない児童（18歳未満） ※所得により対象外となる場合があります。						

1 身体・知的・精神障がい児者への援助			社会福祉課 障がい福祉担当 (TEL 0287-43-1116)
サービス名	内容	対象者	
在宅重度障がい児者日常生活用具給付	在宅の重度障がい児者の日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付します。原則として費用の1割が自己負担となりますが、1ヶ月当たりの上限額を超えた部分は市で負担します。	障害者総合支援法第4条第1項に定める方	
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	在宅の小児慢性特定疾患児の日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付します。なお、保護者の所得に応じた自己負担があります。	小児慢性特定疾病医療費受給者証を所持している児童	
障がい者相談支援事業 ＜相談支援事業者＞ 矢板市障がい児者相談支援センター (TEL 0287-40-0886)	相談支援専門員が、障がいのある方からの相談に応じ、情報提供や権利擁護のために必要な支援を行います。	身体・知的・精神障がい者等	
矢板市基幹相談支援センター	障がい者の総合的及び専門的な相談支援や障がい者の虐待防止に関する支援を行います。	身体・知的・精神障がい者等	
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用に要する経費等の全部又は一部の助成を行います。	●重度の知的・精神障がい者 ●認知症高齢者	
意思疎通支援事業	聴覚機能・言語機能・音声機能等の障がいにより意思疎通を図ることに支障がある人と、その他の人の意思疎通を仲介するため、手話通訳者又は要約筆記者の派遣を行います。	障害者総合支援法第4条第1項に定める方	
移動支援事業	社会生活上、必要不可欠な外出や余暇活動など、社会参加のために外出する際の移動を支援します。 ※移動のための手段、費用は含まれません。	障害者総合支援法第4条第1項に定める方	
訪問入浴サービス	移動浴槽車を配車して入浴介助を行い、健康で安らかな生活を営むことができるよう援助します。	肢体不自由で身体障害者手帳1・2級をお持ちの方で、独力での入浴が困難な方	
日中一時支援事業	障がい者等に日中における活動の場（施設・事業所等での預かり）を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を図るとともに、見守りや社会に適応するための日常的訓練などを行います。	●障害者総合支援法第4条第1項に定める方 ●医療的ケアが必要な重度心身障がい者等	
難病患者等福祉手当	治療の確立してない難病に罹患している方や、その保護者の苦労を見舞うと共に、福祉の増進を図るために手当を支給します。 【支給】 原則12月 【手当額】 年額20,000円	毎年10月1日時点で次のいずれにも該当している方 ①矢板市に居住している ②矢板市難病患者等福祉手当支給要綱に定められている難病等により患っている	
身体障害者用自動車改造費給付事業	重度身体障害者の就労等社会復帰の促進を図るため、身体障害者が所有し、かつ運転する自動車を改造する際に要した費用の一部を助成します。 【助成額】 上限10万円	上肢下肢又は体幹機能障害で身体障害者1・2級の方で、矢板市に居住する18歳以上かつ自ら所有する自動車を改造した方 ※所得制限があります。	

1 身体・知的・精神障がい児者への援助		社会福祉課 障がい福祉担当 (TEL 0287-43-1116)
サービス名	内容	対象者
身体障害者自動車運転免許取得費助成事業	身体障害者の日常生活や社会生活を支援するため、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。	● 肢体不自由で身体障害者手帳をお持ちの方で、改造車に限り運転の適正が認められた方 ● 聴覚障害で身体障害者手帳 2・3 級をお持ちの方で、補聴器を使用しても音声による通常会話ができない方
特別児童扶養手当	心身に障がいのある 20 歳未満の児童を養育している父母又はその療育者に手当を支給します。 【支給月】 8 月・11 月・4 月	● 身体障害者手帳 1～3 級及び 4 級の一部の児童を養育している方 ● 療育手帳 A 及び B1 の一部の児童を養育している方 ※児童が施設に入所中、又は公的年金を受給している場合は資格がありません。 ※所得制限があります。
特別障害者手当	20 歳以上の在宅の方で、重度の障がいにより日常生活において常時特別の介護が必要な方に手当を支給します。 【支給月】 2 月・5 月・8 月・11 月	主に身体障害者手帳 1・2 級の重複者、絶対安静の方 ※社会福祉施設などの施設に入所している方、病院・診療所に 3 ヶ月以上入院している方は資格がありません。 ※所得制限があります。
障害児福祉手当	20 歳未満の在宅の方で精神又は身体に重度の障がいがあるため常時介護を要する方に手当を支給します。 【支給月】 2 月・5 月・8 月・11 月	主に身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A1 の方 ※施設入所や、障がいを支給事由とする年金を受給している方は資格がありません。 ※所得制限があります。
重度心身障害児者介護手当	日常生活の困難な重度心身障がい児者を常時介護している方に対して手当を支給します。 【支給月】 10 月・4 月 【手当額】 月額 8,000 円	● 身体障害者手帳 1・2 級の方を常時介護している方 ● 療育手帳重度 A1・A2 の方を常時介護している方
居宅介護	居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等の支援を行います。	障害者総合支援法第 4 条第 1 項に定める方
重度訪問介護	重度の肢体不自由であって常時介護を要する障がい者に対し、居宅における入浴、排せつ及び食事の介護等並びに外出時における移動中の支援を行います。	障害者総合支援法第 4 条第 1 項に定める方の内、重度の方
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報提供、移動援護、排せつ及び食事等の介護、その他障がい者等が外出する際に必要な支援を適切かつ効果的に行います。	視覚障がい者

1 身体・知的・精神障がい児者への援助		社会福祉課 障がい福祉担当 (TEL 0287-43-1116)
サービス名	内容	対象者
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、行動等が著しく困難で常時介護が必要な場合、行動する際に生じ得る危険を回避するため、必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。	重度の知的・精神障がい者
短期入所	居宅において、介護者の疾病等の理由により障がい者支援施設等への短期入所を必要とする方を当該施設へ入所させ、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。	障害者総合支援法第4条第1項に定める方
重度障がい者等包括支援	常時介護を要し、その介護の必要の程度が著しく高い障がい者に対し、居宅介護等の障がい福祉サービスを包括的にを行います。	重度の身体障がい者、重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する者
療養介護	医療及び常時介護を要する障がい者に対して、主として昼間、病院等による機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下、介護及び日常生活上のお世話をします。	医療を要する重度障がい者
生活介護	常時介護を要する障がい者に対して、主として昼間、障がい者支援施設等において行われる入浴排せつ及び食事の介護、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	障害者総合支援法第4条第1項に定める方
共同生活援助	主に夜間、共同生活を営むべき住居での入浴、排せつ及び食事の援助等を行います。	障害者総合支援法第4条第1項に定める方
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、主に夜間の入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。	障害者総合支援法第4条第1項に定める方
自立生活援助	障がい者施設等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する方に対し、一定期間、利用者の居宅への定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や関係機関との連絡調整を行います。	●障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた方 ●一人で生活しており、当サービスによる支援が必要な方 ●家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況にある方
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。	障害者総合支援法第4条第1項に定める方
就労移行支援	就労を希望する障がい者に対し、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	障害者総合支援法第4条第1項に定める方
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の機会の提供を通じ、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	障害者総合支援法第4条第1項に定める方

1 身体・知的・精神障がい児者への援助			社会福祉課 障がい福祉担当 (TEL 0287-43-1116)
サービス名	内容	対象者	
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の問題が生じている方に対し、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う問題解決に向けて必要となる支援を行います。	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者	
地域移行支援	障がい者施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者等が、地域における生活に移行するための支援を行います。	障害者総合支援法第4条第1項に定める方	
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等の支援を行います。	障害者総合支援法第4条第1項に定める方	
児童発達支援	心身の発達に遅れのある児童とその家族が通園し、療育訓練、生活指導のサービスが受けられます。	療育の観点から集団及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障がい児	
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児	
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等において、生活能力向上のための訓練等を行います。	学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児	
保育所等訪問支援	保育所等を利用する障がい児が、集団生活適応のための専門的な支援を必要とする場合に当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、スタッフに対し支援方法等の指導等を行います。	保育所等に通う障がい児であって、当該施設において、専門的な支援が必要であると認められた障がい児	
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい等の重度の障がい児等で、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるための外出が著しく困難な方に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与等の支援を行います。	重症心身障がいなどの重度の障がい児等で、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児	
ヘルプカード配布事業	障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困った際に、周囲の人からの適切な支援や配慮を受けることができるよう、また、支援する人も適切な支援ができるよう、ヘルプカードを配布します。	障害者手帳（身体・知的・精神障がい）をお持ちの方、難病患者、障がい福祉サービスの受給者、その他ヘルプカードを必要とする方	

1 身体・知的・精神障がい児者への援助			社会福祉課 障がい福祉担当 (Tel 0287-43-1116)
サービス名	内容	対象者	
おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業	おもいやり駐車スペースとは、誰もが積極的に社会参加できるような環境を整備するため、障がいや病気等により、外出時に配慮を要する方のために設置した駐車場です。おもいやり駐車スペースを利用する際に提示する利用証を交付しています。	●身体障害者手帳をお持ちの方（聴覚障害及び音声言語障害を除く） ●療育手帳 A1・A2 をお持ちの方 ●精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方 ●難病患者の方 ●傷病人の方	
矢板市身体障がい者補助犬獣医療費助成事業	身体障がい者補助犬を同伴する身体障がい者に対し、身体障がい者補助犬の獣医療に要する費用の一部を助成します。	次のいずれにも該当する方 ①市内に住所を有する方 ②身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号に規定する視覚障害、聴覚障害又は肢体不自由な方に該当する方 ③身体障がい者補助犬による補助を必要として身体障がい者補助犬を同伴している方	

2 児童・母子父子寡婦家庭への援助

こども課 子育て支援担当 (TEL 0287-44-3600)

サービス名	内容	対象者						
児童手当	<u>こ</u>どもの健やかな育ちを支えるため、<u>こ</u>どもを養育している方に手当を支給します。 【支給月】 4月・6月・8月・10月・12月・2月 【手当額】 <table><tr><td>3歳未満</td><td>月額 15,000 円</td></tr><tr><td>3歳以上 高校生年代まで</td><td>月額 10,000 円</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>月額 30,000 円</td></tr></table>	3歳未満	月額 15,000 円	3歳以上 高校生年代まで	月額 10,000 円	第3子以降	月額 30,000 円	18歳に到達する年度の末までの <u>こ</u> どもを養育している方
3歳未満	月額 15,000 円							
3歳以上 高校生年代まで	月額 10,000 円							
第3子以降	月額 30,000 円							
やいたみらいっ子誕生祝金	子の出産に際し、誕生を祝い健やかな成長を願って、2人目以降のお子さんを出産された方に祝い金を贈ります。 <table><tr><td>支給額</td><td>30,000 円</td></tr><tr><td>申請期限</td><td>出生の日などから 90 日以内</td></tr></table>	支給額	30,000 円	申請期限	出生の日などから 90 日以内	出生届により矢板市住民として登録された、2人目以降の子を養育する父又は母などで、引き続き6ヶ月以上市内に住んでいる方		
支給額	30,000 円							
申請期限	出生の日などから 90 日以内							
児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童あるいは父又は母に重度の障がいがある児童が育成される家庭の生活の安定と自立を支援するため、18歳に到達する年度の末までの児童を養育している方に手当が支給されます。 【支給月】 1月・3月・5月・7月・9月・11月 【手当額】 R7.4月現在 月額 ●全部支給 46,690 円 ●一部支給 11,010 円～46,680 円 ※第2子以降加算あり ※所得に応じ一部減額あり	●父母が婚姻を解消した児童を養育している方 ●父又は母が死亡した児童を養育している方 ●父又は母が重度の障がいにある児童を養育している方 ●父又は母の生死が明らかでない児童を養育している方 ●父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童を養育している方 ●父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童を養育している方 ●父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童を養育している方 ●母が婚姻によらずに懐胎した児童を養育している方 ●父母ともに不明な児童を養育している方 ※その他、支給要件がありますので、事前にお問い合わせください。 ※所得制限があります。						

2 児童・母子父子寡婦家庭への援助			こども課 子育て支援担当 (Tel 0287-44-3600)
サービス名	内容	対象者	
遺児手当	両親又は父母の一方が死亡した日本国民である児童を養育している方に、義務教育が終了するまで手当が支給されます。 【支給月】 3月・6月・9月・12月 【手当額】 月額 3,000 円（支給対象児 1 人当たり）	●児童を監護している父又は母 ●父母以外の方で児童と同居して生計を維持している方 ※市民税の所得割が非課税の方	
母子・父子自立支援兼女性相談	ひとり親家庭や寡婦の方の生活安定とその児童の福祉向上を図るため、各種資金の貸付、職業能力の向上や求職活動に係る支援及び情報提供を行うなど、悩みごとの相談相手となります。DV（配偶者からの暴力）を初め女性が抱える様々な悩みの相談に応じます。	●ひとり親家庭の親や寡婦の方 ●悩みを抱えている女性 ※一部事業については、父子家庭の父親も該当します。	

3 医療費助成			こども課 子育て支援担当 (Tel 0287-44-3600)
サービス名	内容	対象者	
妊産婦医療費助成	妊産婦が妊娠中、あるいは出産した月の翌月までに医療機関にかかった場合、支払った費用（保険診療分）を助成します。なお、月ごと、医療機関等ごとに一部自己負担があります。 ※附加給付・高額療養費該当分は除かれます。	母子健康手帳を交付された方	
こども医療費助成	生まれてから満 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間に医療機関にかかった場合、保険診療分を助成します。 ※栃木県内の医療機関等で現物給付になります。 ※附加給付・高額療養費該当分は除かれます。	満 18 歳到達後の最初の 3 月 31 日までのこども（受給資格者は保護者）	
ひとり親家庭医療費助成	満 18 歳到達後の最初の 3 月 31 日までのこどもを養育しているひとり親が医療機関にかかった場合、支払った費用（保険診療分）を助成します。月ごと、医療機関等ごとに一部自己負担があります。 ※附加給付・高額療養費該当分は除かれます。	18 歳未満の児童を養育している配偶者のないひとり親（父母のない場合は配偶者のない被扶養者） ※所得制限があります。	
重度心身障害者医療費助成 <担当課> 社会福祉課 障がい福祉担当 (Tel 0287-43-1116)	重度の心身障がい者が医療機関などにかかった場合、支払った費用（保険診療分）を助成します。月ごと、医療機関等ごとに一部自己負担がありますが、本人及び本人と同一保険加入者が住民税非課税であれば、自己負担免除の制度があります。なお、満 18 歳到達後の最初の 3 月 31 日までのこどもは、こども医療費助成が優先されます。 ※附加給付・高額療養費該当分は除かれます。	●身体障害者手帳の 1・2 級の方 ●知能指数 35 以下の方（療育手帳 A1・A2） ●身体障害者手帳の 3・4 級かつ知能指数 50 以下の方（療育手帳 B1 相当） ●精神障害者保健福祉手帳 1 級の方	

4 保育事業			こども課 保育担当（TEL 0287-44-3600）	
サービス名	内容		対象者	
保育施設	＜保育所＞		●0 歳から就学前の保育が必要な児童	
	泉保育所	TEL 43-0435		
	矢板保育園	TEL 43-0033		
	こどもの森保育園	TEL 48-1934		
	つくし保育園	TEL 43-2411		
	ちゅーりっぷ保育園	TEL 44-0763		
	こどもの森こころ保育園 （令和7年度～休止）	TEL 48-1966		
	ぴっころ保育園	TEL 43-0266		
	かたおか保育園	TEL 48-0951		
	＜認定こども園＞			
認定こども園かしわ幼稚園	TEL 43-5830			
認定こども園すみれ幼稚園	TEL 44-2390			
やいたこども園	TEL 43-0470			
保育所・認定こども園 入所・入園	各月の初日からお子さんをお預かりします。 ＜担当課・受付機関＞ ●こども課 保育担当 （TEL 0287-44-3600） ●各保育所・認定こども園		就学前の保育が必要な児童	
延長保育	通常の保育時間を延長して、お子さんをお預かりします。 7:00～19:00（一部 7:30～18:30） ＜受付機関＞ ●各保育所		入所している児童	
子育て相談	お子さんが入所していなくても、子育てなどの相談が受けられます。 ＜受付機関＞ ●各保育所・認定こども園		乳幼児のいる保護者など	
一時預かり事業	保護者の方が病気や怪我などにより、一時的にお子さんの面倒が見られない時にお預かりします。 ＜利用施設＞ ●矢板保育園 （TEL 0287-43-0033） ●こどもの森保育園（予定） （TEL 0287-48-1934） ●認定こども園すみれ幼稚園 （TEL 0287-44-2390） ●やいたこども園 （TEL 0287-43-0470）		一時的に保育が必要な児童	
障がい児保育	障がいの程度が、中・軽程度で集団生活が可能なお子さんをお預かりします。集団生活が困難なお子さんや医療、介護が必要なお子さんは入所できない場合があります。		就学前の保育が必要な児童	

4 保育事業		こども課 保育担当（TEL 0287-44-3600）		
サービス名	内容	対象者		
地域子育て支援事業 親子で遊ぼう・子育てサロン	地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	就学前の親子		
	泉保育所			TEL 43-0435
	矢板保育園			TEL 43-0033
	こどもの森保育園（予定）			TEL 48-1934
	つくし保育園			TEL 43-2411
	ちゅーりっぷ保育園			TEL 44-0763
	ぴっころ保育園			TEL 43-0266
	認定こども園かしわ幼稚園			TEL 43-5830
	認定こども園すみれ幼稚園			TEL 44-2390
	やいたこども園			TEL 43-0470
保育料の軽減	●3 歳児～5 歳児クラス 保育料は無料です。 ●0 歳児～2 歳児クラス お子さんが第 2 子以降の場合は、保育料が免除になります。	入所している児童		
病児保育	就労等の理由により、病気の回復期に至らない乳幼児・児童を家庭で保育できない保護者に代わり、一時的にお預かりします。 ＜利用施設＞ ●国際医療福祉大学 「金丸こども園」（大田原市） （TEL 0287-48-6610） ●済生会宇都宮病院病児保育施設 「おはなほいくえん」（宇都宮市） （TEL 028-678-9600）	矢板市に住所を有する保育が必要な児童又は市内小学校に在学する児童の保護者で次の要件を満たす方 ①病気の回復期に至らない場合 ②当面症状の急変が認められない場合 ③保護者がやむを得ない事情により家庭での保育ができない場合		
病後児保育	就労等の理由により、病気の回復期にある乳幼児・児童を家庭で保育できない保護者に代わり、一時的にお預かりします。 ＜利用施設＞ ●ぴっころ保育園 （TEL 0287-43-0266） ●国際医療福祉大学 「金丸こども園」（大田原市） （TEL 0287-48-6610） ●こばと保育園（高根沢町） （TEL 028-675-3315）	矢板市に住所を有する保育が必要な児童又は市内小学校に在学する児童で次の要件を満たす方 ①病気の回復期のため、集団保育・学校生活が困難な場合 ②当面症状の急変が認められない場合 ③保護者がやむを得ない事情により家庭での保育ができない場合		
休日保育	休日（日曜・祝日・年末年始）もお子さんをお預かりします。（1 月 1 日を除く） ＜利用施設＞ ●ぴっころ保育園 （TEL 0287-43-0266）	●保育所等に入所している児童で、休日も保育が必要な児童 ●矢板市に住所を有する児童		

5 児童育成支援事業		こども課 保育担当 (TEL 0287-44-3600)																
サービス名	内容	対象者																
児童館活動	地域の健全な児童育成のため、児童館においてお子さんの遊びの指導・各種行事を行います。児童に関する会議や集会でも利用できます。児童と高齢者の交流を図ります。母親クラブなどの活動を支援します。 ＜矢板市子ども未来館＞ ●所 在 地：矢板市本町 2-25 ●電話番号：0287-43-0505 ●開館時間：9:00～18:00 ※ (学習室のみ)：9:00～19:45 ●施設概要：こどものひろば、学習室など ＜かたおか児童館＞（民間） ●所 在 地：矢板市乙畑 1439 ●電話番号：0287-41-7171 ●開館時間：9:00～18:00 ●施設概要：遊戯室、図書室など ＜施設共通＞ 【休館日】 ●毎週月曜日(休日に当たる場合は翌日) ●毎月第3日曜日 ●年末年始(12月29日～1月3日) 【利用料金】 無料	すべての児童（幼児は保護者とご来館ください） 中学生・高校生も利用できます。 各児童館の主な行事 ●こいのぼり作り ●七夕飾り作り ●クリスマス会 ●ひな人形作り ●豆まき ●父の日・母の日プレゼント作り ●かんたんクッキング ●オセロ大会 ●読み聞かせ																
放課後児童対策事業 (学童保育)	保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、下校後の家庭生活及び社会生活において必要な生活習慣、遊びなど学習する場を提供し、児童の健全育成を図ります。 <table><tr><td>矢板小学童保育館</td><td>TEL 43-3974</td></tr><tr><td>矢板小第二学童保育館</td><td>TEL 43-3974</td></tr><tr><td>東小学童保育館</td><td>TEL 43-5988</td></tr><tr><td>泉小学童保育館</td><td>TEL 090-9001-3888</td></tr><tr><td>安沢小学童保育館</td><td>TEL 48-2332</td></tr><tr><td>P_BASE 583</td><td>TEL 53-7116</td></tr><tr><td>P_BASE NEO</td><td>TEL 53-7116</td></tr><tr><td>かたおか学童保育館</td><td>TEL 41-7171</td></tr></table> 【利用料金】 月 7,000 円～ ※長期休み・土曜日は別料金 【利用時間】 ●下校時～19:00（通常） ●7:30～19:00（長期休み・土曜日）	矢板小学童保育館	TEL 43-3974	矢板小第二学童保育館	TEL 43-3974	東小学童保育館	TEL 43-5988	泉小学童保育館	TEL 090-9001-3888	安沢小学童保育館	TEL 48-2332	P_BASE 583	TEL 53-7116	P_BASE NEO	TEL 53-7116	かたおか学童保育館	TEL 41-7171	●小学校に在籍し、下校後に保護者が不在のため家庭で保育を受けられない児童 ●自営業などで保育を必要とする児童 ●一時的に保育を必要とする児童
矢板小学童保育館	TEL 43-3974																	
矢板小第二学童保育館	TEL 43-3974																	
東小学童保育館	TEL 43-5988																	
泉小学童保育館	TEL 090-9001-3888																	
安沢小学童保育館	TEL 48-2332																	
P_BASE 583	TEL 53-7116																	
P_BASE NEO	TEL 53-7116																	
かたおか学童保育館	TEL 41-7171																	

6 児童福祉に関すること			こども課 子育て支援担当 (TEL 0287-44-3600)
サービス名	内容	対象者	
家庭児童相談室	家庭における適正な児童の養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、家庭相談員が専門的立場から、家庭、学校、児童相談所、児童委員などと連絡協調を密にし、相談・指導業務にあたります。	児童とその保護者、児童の育成に関わる方	
養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭を支援員が訪問し、育児に対する相談を受け、助言や指導をします。	乳幼児のいる家庭	
里親制度	家庭での養育に欠ける <u>こ</u> どもに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭（里親）を与え、 <u>こ</u> どもの健全な育成を図ります。	保護者のいない児童、又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を養育することを希望する方で、知事が適当であると認定した方 【要件】 ①児童の養育について、理解と熱意、豊かな愛情を有する方 ②家庭生活が精神的、物質的に健全で明るく、かつできる限り生活に余裕があること ③家庭環境が児童の保健、教育その他の児童の福祉に適当な方 ④家庭に児童の心身に悪影響を及ぼす方がいないこと	
母子生活支援施設への入所	18 歳未満の <u>こ</u> どもを養育している母子家庭のお母さんが、生活上の問題のため <u>こ</u> どもの養育が十分でない場合などに <u>こ</u> どもと一緒に利用できる児童福祉施設です。 【支援内容】 居室を提供するほか、母子指導員・少年指導員などがお母さんの生活相談に応じ、 <u>こ</u> どもの学習指導・生活指導などを行います。	支援が必要と認められる母子家庭の母と子	
ブックスタート事業 (えほんるっく)	赤ちゃんのことばと心を育むためには、抱っここの温かさの中で優しく語りかけてもらう時間が大切です。ブックスタートは、楽しく心安らぐひとときを「絵本」を介して持つことを応援し、絵本を1冊プレゼントします。	10 か月児健康診査対象児	

6 児童福祉に関すること			こども課 子育て支援担当 (Tel 0287-44-3600)
サービス名	内容	対象者	
子育て短期支援事業	<ショートステイ> 保護者が疾病、出産、看護、冠婚葬祭、出張などの理由により、児童の養育が一時的に困難な時、昼夜通して、児童を乳児院や児童養護施設等で短期間お預かりします。 <トワイライトステイ> 保護者が仕事で恒常的に帰宅が深夜に及ぶ場合や休日に不在となる場合など、家庭において児童に対する養育が困難な時、児童を児童養護施設で短時間お預かりします。 【利用施設】 ● 済生会宇都宮乳児院 ● わかくさ ● 養徳園 ● 里親 ● 氏家養護園 ● きずな ※施設によって利用内容が異なります。	市内に住所がある新生児から中学生まで ※わかくさについては、母子が対象 ※一部負担金があります。	

7 被災者支援に関すること			社会福祉課 社会福祉担当 (Tel 0287-43-1116)
サービス名	内容	対象者	
災害救援物資等交付事業 (日本赤十字社)	<救援物資> 災害によって住家に被害を受けた場合や避難を要する場合、被災者に対して毛布や食料等を提供します。 <弔慰金> 災害を原因として亡くなられた方の遺族に対し、弔慰金(1万円)を支給します。	● 住家が罹災し、一定程度の被害を受けた方 ● 原因となる災害から24時間以内に亡くなられた方の遺族	
被災者見舞事業	災害の被災者やその遺族に対する一時的援護として、見舞金等を支給します。	災害により一定程度の被害を受けた方やその遺族	

8 生活困窮者への援護・支援			社会福祉課 生活福祉担当 (Tel 0287-43-1116)
サービス名	内容	対象者	
生活保護制度	利用し得る資産・能力・その他あらゆるものを活用した上で、生活困窮世帯に対して、国で定める最低限度の生活を保障します。	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが困難な世帯	

9 その他の援助			社会福祉課 生活福祉担当 (Tel 0287-43-1116)
サービス名	内容	対象者	
行旅病人などに関すること	矢板市に住所及び居所がない方、又は明らかでない方であって、行旅中に死亡した方、又は病気などで倒れ入院治療を要する状態に陥ったが、療養の途がなく、かつ、救護者のない方について、救護を行います。	● ホームレス ● 行旅人 ● 行旅死亡人	

10 高齢者生活支援		幸齢課 地域支援担当 (TEL 0287-43-3896)
サービス名	内容	対象者
生活支援ホームヘルプサービス事業	ホームヘルパーが訪問して支援をします。 ①安否確認 ②相談助言 ③家事援助 ④関係機関との連絡 【費用】 30 分当たり 100 円（1 時間 200 円） 【利用回数】 週 2 回程度 【利用時間】 1 回当たり 1 時間程度	介護保険の要介護認定において非該当で、今後要支援、要介護状態になる可能性のある高齢者で次に該当する方 ●ひとり暮らし高齢者 ●高齢者世帯
生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ）	特別養護老人ホーム等の空きベッドを利用して一時的に宿泊し、日常生活の指導、支援を行います。 ※一部自己負担あり	介護保険の要介護認定において非該当で、基本的な生活習慣の欠如や対人関係の不成立等、社会適応が困難な高齢者
生きがい活動支援通所事業（デイサービス）	施設を利用して生活指導、日常動作訓練、健康状態の確認、入浴、給食を行います。 【時間】 9:00～16:00 【費用】 1 日 410 円＋実費	介護保険の要介護認定において非該当で、今後要支援及び要介護状態になる可能性のある高齢者 ※その他要件あり
日常生活自立支援用具給付事業	各種用具を給付することにより、高齢者の日常生活を支援します。 【給付品】 ●右欄①の該当者 浴室・トイレ・廊下などのすり、杖、入浴台、入浴マット、火災報知器、自動消火器、電磁調理器 ●右欄①又は②の該当者 シルバーカー、補聴器 【費用】 所得税額に応じ 0 円～全額	①介護保険の要介護認定において非該当で、日常生活に不便をきたしているおおむね 65 歳以上の高齢者 ②介護保険で要支援と認定された方
寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	清潔で快適な生活支援のため、寝具の丸洗いと乾燥消毒サービスを行います。 【利用回数】 年 2 回 （敷布団、掛布団、毛布の 3 点セット） ※一部自己負担あり	本人又は世帯員では寝具の衛生管理が困難で次のいずれかに該当する方 ●ひとり暮らしの 65 歳以上の高齢者、高齢者世帯 ●おおむね 6 ヶ月以上寝たきりの高齢者 ●障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当受給者
認知症等による徘徊高齢者等事前登録制度	認知症等により行方不明になるおそれのある人の情報（氏名・住所・身体的特徴・写真等）を事前に登録することで、対象者が行方不明や保護された場合に、登録した情報を頼りに早期発見や身元確認に繋がります。	認知症等により行方不明になるおそれのある方

10 高齢者生活支援		幸齢課 地域支援担当 (Tel 0287-43-3896)
サービス名	内容	対象者
オレンジヘルプカード	認知症等により行方不明になるおそれのある人が、オレンジヘルプマークを携帯していただくことで、早期発見や身元確認、困りごとの解決に繋がります。 窓口で配布、または市ホームページよりダウンロードしてお使いいただけます。	認知症の診断がされている方
ごみ出し支援事業 (YAITA ごみ出し応援プロジェクト) ＜担当課＞ 幸齢課 地域支援担当 (Tel 0287-43-3896) 社会福祉課 障がい福祉担当 (Tel 0287-43-1116)	ごみ出し応援隊がごみ出し困難世帯の家庭ごみ搬出を支援します。ごみの搬出に係る負担を軽減するとともに、安否確認を行います。 【個人負担】 1回 100円 事前にごみ出し応援シール(30回分 3,000円)を購入していただきます。	家庭ごみをごみステーションに搬出することが困難であり、かつ、親族や近所の方からの協力が得られない世帯で次のいずれかに該当する方で構成されている世帯 ●65歳以上で、介護保険の要介護又は要支援の認定を受けている方 ●身体障害者手帳 1級又は2級の方 ●精神障がい者保健福祉手帳 1級又は2級の方 ●療育手帳 A1 又は A2 の方
救急医療情報キット給付事業	急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、かかりつけ医療機関等の情報を保管する情報キットを支給します。	①70歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯 ②ひとり暮らし障がい者 ③日中に①②の状態となる方のいる世帯

11 ひとり暮らし高齢者への援助		幸齢課 地域支援担当 (Tel 0287-43-3896)
サービス名	内容	対象者
緊急通報装置貸与事業	緊急通報装置を貸与し、急病などの緊急時に対応します。 【費用】 無料	①おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者 ②ひとり暮らしの重度身体障害者 ※緊急時にすぐかけつけることができる協力者を3名以上(うち1名は親族とする) 確保してください。

12 施設入所		幸齢課 地域支援担当 (Tel 0287-43-3896)
サービス名	内容	対象者
養護老人ホーム	入所者が自立した日常生活を営み、社会活動に参加するために必要な指導及び訓練を行います。 【費用】 負担能力に応じて自己負担あり	おおむね65歳以上で身体、精神、環境、経済上の理由で居宅において養護を受けられない方 ※入所判定委員会の審査が必要です。

13 寝たきり高齢者家族などへの援助			幸齢課 地域支援担当 (Tel 0287-43-3896)
サービス名	内容	対象者	
在宅寝たきり老人等介護手当	介護者へ月額 5,000 円を支給します。 【支給月】 10 月・4 月	介護保険の要介護認定において要介護 4 及び要介護 5 と認定された方、又は正式判定を経ないまでも要介護 4 及び要介護 5 相当の方を在宅で常時介護している方（認定された方と同一世帯の方に限ります）	
家族介護慰労金	介護者へ年額 100,000 円を支給します。	上記介護手当該当の市民税非課税世帯の要介護高齢者が、過去 1 年間介護サービスを受けなかった場合、常時介護している方	
家族介護支援事業	介護ストレスについての体験談・話し合い、認知症高齢者への接し方の学び、情報交換、個別相談などを行います。	要介護高齢者の介護をしている家族等	
認知症カフェ	認知症の人、その家族及び近隣住民が気軽に集える居場所を準備し、交流、仲間づくり及び認知症への理解が進む取組ができる環境を提供します。	認知症の人と家族、専門スタッフ、ボランティア、近隣住民等	

14 相談機関			
サービス名	内容	対象者	
<受付機関> 矢板市地域包括支援センターやしお (Tel 0287-47-5577) ※特別養護老人ホーム八汐苑内	高齢者や支援が必要な方の心身の健康の維持、保健、福祉、医療の向上と増進のために必要な援助や支援を包括的に行います。	<担当地区> ●泉地区 ●矢板地区西部の行政区 矢板 1～4 区・富田・木幡東・木幡西・川崎反町・境林・館ノ川・高塩・倉掛・合会・片俣・塩田・幸岡・下太田・荒井・土屋	
<受付機関> 矢板市地域包括支援センターすえひろ (Tel 0287-47-7005) ※尾形クリニック内	高齢者や支援が必要な方の心身の健康の維持、保健、福祉、医療の向上と増進のために必要な援助や支援を包括的に行います。	<担当地区> ●片岡地区 ●矢板地区東部の行政区 矢板 5～6 区・末広町・針生・中・東町・早川町・ロビンシティ矢板・沢・豊田・成田・ハッピーハイランド矢板	
<受付機関> 矢板市中核機関 (Tel 0287-43-3896) ※矢板市幸齢課内 (Tel 0287-43-1116) ※矢板市社会福祉課内	成年後見制度の利用が必要な方に、必要な支援がきちんとつながるよう、個別の相談に応じます。 高齢者は幸齢課、障がい者は社会福祉課にご相談ください。	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方	

15 高齢者全般への援助										
サービス名	内容	対象者								
敬老会の開催 ＜担当課＞ 幸齢課 地域支援担当（Tel 0287-43-3896）	各行政区において敬老会を開催し、長寿を祝福します。	昭和 20 年 4 月 1 日以前に生まれた方（令和 7 年 3 月 31 日現在で 80 歳以上の方）								
慶賀事業 ＜担当課＞ 幸齢課 地域支援担当（Tel 0287-43-3896）	市内の 88 歳の方、100 歳の方の長寿を祝い、慶賀祝品を贈呈します。	88 歳の方（昭和 12 年 4 月 1 日から昭和 13 年 3 月 31 日の間に生まれた方） 100 歳の方（大正 14 年 4 月 1 日から大正 15 年 3 月 31 日の間に生まれた方）								
お元気ポイント事業 ＜受付機関＞ 矢板市社会福祉協議会 （Tel 0287-44-3000）	シニアボランティアセンターへ登録した方に対し、次の活動 1 回（1 時間以上）につき 1～2 ポイントを付与します。貯まったポイントは商品券等と交換したり、寄附したりすることができます。 【ポイント付与期間】 1 月～12 月 【ポイント交換期間】 翌年 1 月末日まで									
	●地域ボランティア活動 （きらりんサポーター活動）	次のいずれにも該当している方 ●介護保険料の滞納のない方 ●市内に在住するおおむね 65 歳以上の健康な方で、養成講座を初回登録時に受講している方								
	●生きがいづくり活動 （にこにこメイト活動）	次のいずれにも該当している方 ●介護保険料の滞納のない方 ●市内在住の 65 歳以上の方								
福祉タクシー券交付事業 ＜担当課＞ 社会福祉課 社会福祉担当 （Tel 0287-43-1116）	自家用車の運転や公共交通機関の利用が困難な高齢者に対し、タクシー料金の助成として利用券（1 枚 500 円分）を年間 24 枚交付します。 【タクシー料金ごとの利用可能枚数】 <table><tr><td>500 円以上 1,000 円未満</td><td>1 枚</td></tr><tr><td>1,000 円以上 1,500 円未満</td><td>2 枚</td></tr><tr><td>1,500 円以上</td><td>3 枚</td></tr></table>	500 円以上 1,000 円未満	1 枚	1,000 円以上 1,500 円未満	2 枚	1,500 円以上	3 枚	市内に住所を有し、かつ在住の 80 歳以上の方		
500 円以上 1,000 円未満	1 枚									
1,000 円以上 1,500 円未満	2 枚									
1,500 円以上	3 枚									
ともなりパス交付事業 ＜担当課＞ 生活環境課 企画・危機対策担当（Tel 0287-43-6755）	高齢者の「生きがいづくり・社会参加」と「交通事故防止」のため、「ともなりパス 75」又は「ともなりパス 65」を交付し、公共交通機関の利用料を助成します。 <table><tr><td colspan="2">中央部循環路線バス</td><td>無 料</td></tr><tr><td rowspan="2">デマンド交通</td><td>片道</td><td>100 円引き (300 円→200 円)</td></tr><tr><td>往復</td><td>200 円引き (500 円→300 円)</td></tr></table>	中央部循環路線バス		無 料	デマンド交通	片道	100 円引き (300 円→200 円)	往復	200 円引き (500 円→300 円)	●市内に住所を有する 75 歳以上の方 （ともなりパス 75） ●市内に住所を有する 65 歳以上の方で、運転免許証を自主返納した方 （ともなりパス 65）
中央部循環路線バス		無 料								
デマンド交通	片道	100 円引き (300 円→200 円)								
	往復	200 円引き (500 円→300 円)								

15 高齢者全般への援助		
サービス名	内容	対象者
はつらつ館生きがい活動通所事業 ＜受付機関＞ 木幡北山はつらつ館 (TEL 0287-43-6771)	はつらつ館において高齢者と地域の子どものふれあいや趣味・レクリエーションなどを行います。詳しくは下記二次元コードよりご確認ください。 【時間】 9:00～16:00 【利用料】 1日100円	おおむね65歳以上の高齢者
泉常設型サロン「いこいず」 ＜受付機関＞ いこいず (TEL 0287-43-2231) 社会福祉協議会 (TEL 0287-44-3000)	平日は毎日、様々な事業（うたごえ喫茶、サロン農園、各種体操教室、手芸教室、季節の料理教室、映画鑑賞、保育所との交流、ぬりえ、折り紙、囲碁・将棋など）を行っています。詳しくは下記二次元コードよりご確認ください。 【時間】 9:00～16:00 【利用料】 無料 【送迎】 泉地区在住で移動手段のない方は無料送迎サービスあり（詳しい条件等はお問い合わせください） 【ランチ】 開設日は毎日ランチあり（1食600円、前週金曜日までに要予約）	おおむね65歳以上の高齢者

16 自宅で受けるサービス（介護保険）		幸齢課 介護保険担当（TEL 0287-43-3896）
サービス名	内容	対象者
訪問介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活支援などを行います。 ●身体介護 食事、入浴、排せつの介助、着替えや体位変換、洗髪、つめ切り、清拭など ●生活援助 調理や掃除、洗濯、生活必需品の買い物や薬の受け取り、主治医や保健師などの関係機関との連絡など ●通院等乗降介助 通院などの際の乗車前、乗車後の移動を含む車の乗り降りの介助	ケアマネジャーに相談してください。 ●身体介護は同居などの有無に関わらず利用できます。 ●生活援助は原則ひとり暮らしの方 ●通院等乗降介助は要介護1以上で通院に介助が必要な方
訪問入浴介護	入浴設備や簡易浴槽などを積んだ移動入浴車で看護師や介護士が自宅を訪問し、入浴介助を行います。部分浴や清拭も利用できます。	寝たきりなどで入浴がままならない方

16 自宅で受けるサービス（介護保険）		幸齢課 介護保険担当（TEL 0287-43-3896）
サービス名	内容	対象者
訪問リハビリテーション	主治医の指示に基づき、理学療法士や作業療法士が自宅を訪問してリハビリを行います。	●自宅でリハビリをしたい方 ●心身機能の維持や回復を図りたい方
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、歯科衛生士、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問して療養上の管理や指導を行います。	●自宅で療養上の指導を受けた方 ●歯・入歯のチェックをしてほしい方 ●薬の管理や指導をしてほしい方

17 施設への「通い」「泊まり」サービス（介護保険）		幸齢課 介護保険担当（TEL 0287-43-3896）
サービス名	内容	対象者
通所介護（デイサービス）	日帰りで介護施設に通い、他の利用者と一緒に食事や入浴、レクリエーションなどが受けられます。	日常生活上の支援、機能訓練などが必要な方
通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や医療機関に通い、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションが受けられます。	心身機能の維持や回復を図りたい方
通所型短期集中予防サービス（通所型サービスC）	リハビリ専門職により提供される3ヶ月の短期間の通所型サービスで、生活機能の維持・改善及び運動の習慣化を図ります。	生活行為の改善が見込まれる方で本事業の利用が適切と判断された方
短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設などに短期入所して、食事、入浴、排せつなどの介護や機能訓練を受けられます。	家族の病気や旅行などにより、介護する人が一時的にいないようになるため、短期間宿泊での介護を受けたい方
短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期入所して、医療や介護、機能訓練などを受けられます。	家族の病気や旅行などにより、介護する人が一時的にいないようになるため、短期間宿泊での介護を受けたい方

18 自宅での介護をしやすいサービス（介護保険）		幸齢課 介護保険担当（TEL 0287-43-3896）
サービス名	内容	対象者
福祉用具の貸与	13種類の福祉用具を貸し出します。 ①車いす ②車いす付属品（クッション、電動補助装置など） ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品（サイドレール、マットレスなど） ⑤床ずれ防止用具（エアーマットなど） ⑥体位変換器 ⑦認知症老人徘徊感知機器 ⑧移動用リフト（つり具の部分を除く） ⑨手すり（取り付け工事を伴わないもの） ⑩スロープ（取り付け工事を伴わないもの） ⑪歩行器 ⑫歩行補助杖 ⑬自動排せつ処理装置	●日常動作を助ける用具を使いたい方 ●要支援1・2の方、要介護1の方は、⑨～⑫の品目のみ ●⑬は要介護4・5の方のみ （尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2の方、要介護1～3の方でも利用できます。） ※原則として対象となっていない用具も必要と認められた場合は、例外的に借りることができます。
福祉用具購入費の支給	6種類の福祉用具の購入費を支給します。 ①腰掛便座 ②自動排せつ処理装置の交換可能部品 ③入浴補助用具 ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具の部分 ⑥排泄予測支援機器 年間10万円を上限に購入費の1～3割が自己負担となります。（毎年4月1日から1年間）	入浴や排せつを補助する福祉用具を使いたい方 ※対象商品を県の許可を受けた事業者から購入した場合のみ

18 自宅での介護をしやすいサービス（介護保険）		幸齢課 介護保険担当（TEL 0287-43-3896）
サービス名	内容	対象者
住宅改修費の支給	住宅改修を行った場合の費用を支給します。 ①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑りの防止、移動の円滑化等のための床 又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替 ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥①～⑤の改修に付帯して必要な工事 ●利用限度額 20 万円（現住居につき）の内、 かかった費用の 1～3 割が自己負担となります。 ●改修を行う前に市へ事前申請が必要です。	生活環境を整えるための小規模な住宅改修を行いたい方

19 施設に入居し利用するサービス（介護保険）		幸齢課 介護保険担当（TEL 0287-43-3896）
サービス名	内容	対象者
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームに入居した方が、介護保険で介護や機能訓練を受けるサービスです。	介護事業所の指定を受けた有料老人ホーム等で生活している方
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	比較的安定した認知症の高齢者が、少人数で共同生活をする場で、介護や趣味活動機能訓練などを受けられます。	認知症があるが、家庭的な生活がしたい方
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	寝たきりや認知症で常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や健康管理を受けられます。	原則要介護 3 以上の認定を受けている方
介護老人保健施設	病状が安定している人に対し、医学的管理の下、看護・介護・リハビリを行う施設です。医療上のケアやリハビリ、日常生活介護を一体的に提供して家庭への復帰を支援します。	在宅復帰を目指してリハビリを受けたい方

20 複合的に利用するサービス（介護保険）		幸齢課 介護保険担当（TEL 0287-43-3896）
サービス名	内容	対象者
小規模多機能型居宅介護	施設への「通い」を中心に、「訪問」、「宿泊」を組み合わせたサービスで、食事や入浴などの介護や支援が複合的に受けられます。	1 ヶ所の施設から複合的にサービスを受けたい方 ※事前登録が必要です。

21 要介護者への援助（介護保険）		幸齢課 介護保険担当（TEL 0287-43-3896）
サービス名	内容	対象者
おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業	おもいやり駐車スペースとは、誰もが積極的に社会参加できるような環境を整備するため、外出時に配慮を要する要介護者のために設置した駐車場です。思いやり駐車スペースを利用する際に提示する利用証を交付しています。	介護保険の要介護認定において要介護 1～要介護 5 と認定された方

22 高齢者及び障がい者への援助 (福)矢板市社会福祉協議会 (Tel 0287-44-3000)		
サービス名	内容	対象者
高齢者等給食サービス	高齢者等世帯の健康増進と安否の確認を図るため、ボランティアの協力により昼食を届けます。(毎週火・木曜日のどちらか1回) 【個人負担】 1食200円	●ひとり暮らし高齢者、又は高齢者のみの世帯で70歳以上 ●重度の心身障がい者で、必要と認められる方 ●介護サービスを週3回以上利用していない方 ●近隣に家族等がいない方 ●見守りが必要と認められた方
高齢者福祉機器貸出事業	寝たきりの在宅者及び重度障がい者の日常生活の向上を図るため福祉機器、車いすの貸し出しを行います。 【費用】 一部自己負担あり	●寝たきりの在宅者及び重度心身障がい者など ●寝たきりの在宅者については、おおむね65歳以上 ※要介護認定者を除きます。
介護用品支給事業	月2,000円分の紙おむつ等支給券を交付します。	●本市に在住し、常時おむつを必要とする在宅者 ●介護保険の認定結果において要介護4・5の在宅者 ●重度の心身障がい児者で、ストマ用装具給付対象外の在宅者
リフト付きワゴン車貸出事業	身体の不自由な方や高齢者などで、一般の交通機関を利用することが困難な方に移送サービス用自動車を貸出し、在宅福祉サービスの充実を図ります。 【利用目的】 通院・入院・退院・転院・ショートステイ・デイサービス・施設利用・事業参加など 【利用期間】 原則として半日又は1日を単位として最長2日まで 【費用】 燃料費は自己負担	●体の不自由な方や高齢者で、日常生活において車椅子やストレッチャー（キャスター付ベット）を利用している方 ※高齢者についてはおおむね65歳以上
ひとり暮らし高齢者「愛の訪問事業」	市内在住高齢者にヤクルトスタッフが原則週2回ヤクルトを直接手渡し、安否確認を行います。	●80歳以上の独居高齢者（デイサービス・ヘルパー・高齢者等給食サービス等を週2回以上利用していない方） ●近隣に家族等がいない方
日常生活自立支援事業 (あすてらす) <受付機関> あすてらすやいた (Tel 0287-43-8700)	高齢者や障がいのある方の権利と財産を守り、地域で安心して自立した生活が送れるよう契約に基づき、支援を行います。 【サービス内容】 ●福祉サービスの利用援助 ●日常的金銭管理サービス ●書類等預かりサービス 【利用料】 ●福祉サービスの利用援助 ●日常的金銭管理サービス ●その他の必要な援助 (概ね1回1時間：1,000円) ●書類等預かりサービス (月額500円) ※生活保護を受けている方の利用は無料	●認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が十分でない方を対象にしていますが、本事業との契約能力を有していないと利用できません。 ※契約能力とは、本人自らが援助を求め、どのようなことに困っているかをある程度認識していて、かつ契約するときの支援計画の内容が理解できる状況にあることを指します。

23 その他 (福)矢板市社会福祉協議会 (Tel 0287-44-3000)		
サービス名	内容	対象者
視覚障がい者に対する「声の広報」	ボランティアグループ「さざ波」の協力により「広報やいた」「市議会だより」「社協だより」などをCDに収録して送付します。 (月1回)	視覚障がい者
生活困窮者自立相談支援事業 (家計改善支援事業を含む) (携帯Tel 080-3346-4611)	生活に困窮している方の自立支援に向けて、家計に関する相談や、就労その他の相談を受け付けます。 【時間】 8:30～17:15 【場所】 矢板市泉きずな館 【時間】 9:00～16:30 【場所】 矢板市子ども未来館(火、木曜日) 【時間】 9:00～12:00 【場所】 矢板市片岡公民館(金曜日)	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが困難となるおそれがある方
住居確保給付金	生活困窮者自立相談支援事業を活用している離職者のうち、家賃の支払困難等により住宅を喪失している方、又は、喪失するおそれのある方に対して、家賃を有期で支給します。	離職者
心配ごと相談	毎週火曜日(第2火曜日・祝日を除く) 【時間】 9:00～12:00 【場所】 矢板公民館	相談を必要とする方
弁護士による無料法律相談	毎月第3木曜日(休日等の場合は翌日) 【時間】 9:00～12:00 【場所】 矢板公民館 ※事前予約が必要です。	●市内に居住・在勤の方
生活福祉資金貸付事業	低所得の方の生活安定を図るため、各種資金の貸付を行います。	●低所得世帯 ●高齢者世帯 ●障がい者世帯
歳末たすけあい見舞金配付事業	低所得世帯からの見舞金配分申請に基づき、該当者に歳末助け合い見舞金を配付します。	●低所得世帯(所得制限あり)
キッチンやいた事業	生活困窮者等の生活支援のため、市民の方などから食料品の提供を受け、支援が必要な家庭に無償で配付します。	●生活困窮者自立支援事業を利用する相談者 ●緊急に食糧を必要とする方

〒 329 - 2192

矢板市本町 5 番 4 号

矢板市役所

○ 社 会 福 祉 課 ☎ 0287 - 43 - 1116

・ 社会福祉担当 / 障がい福祉担当 / 生活福祉担当

○ 幸 齢 課 ☎ 0287 - 43 - 3896

・ 地域支援担当 / 介護保険担当

○ こ ど も 課 ☎ 0287 - 44 - 3600

・ 子育て支援担当 / 保育担当 / 健康支援担当

〒 329 - 2504

矢板市泉 526

泉きずな館

○ (福) 矢板市社会福祉協議会 ☎ 0287 - 44 - 3000

